

本交渉「2016年度夏期一時金の支給について」(4/25)

## ◆組合

- ・組合員の期待に応えるよう申し入れ
- ・早期の賃金カット廃止を求める

## ◆当局

- ・震災派遣への迅速な対応に感謝言葉
- ・給与カットに対し理解を求めるのみ

組合は、4月25日に2016年度夏期一時金の単組申し入れを当局に対して行った。組合は、4月からの大幅なマイナス給与改定に併せて、給与制度の総合的見直しが実施されたうえに「給料月額の減額措置」が継続されており、組合員の生活実態は危機的な状況となっている事から、夏期一時金に対する期待感は高い事を指摘し、誠実な対応を求めた。また、この間、市労連の場でも粘り強く交渉を行っている「給料月額の減額措置」についても、水労としてもあらためて早期の中止を要請した。

当局からは、冒頭、熊本地震に対する職員派遣への迅速対応へのお礼と、引き続きの理解と協力の要請があり、その後、申し入れに対して、市の財政状況の厳しさと、水道事業の経営の厳しさから「給料月額の減額措置」に対しても引き続きの協力をお願いしているとの從前からの回答の繰り返しに留まった。

水労としても、引き続き一時金と「給料月額の減額措置」について、市労連の場で協議する事とする。



## 【申し入れ書】

2016年4月25日

大阪市水道局長  
玉井 得雄 様

大阪市水道労働組合  
執行委員長 中村 寿夫

### 申し入れ書

2016年度夏期一時金の支給について、次のとおり申し入れます。

記

1. 支給額 基準月収の2.4月分以上。  
なお、支給方法の改善をはかること。
2. 支給日 2016年6月30日(木)

以上

## 【交渉要旨】

(当局)

- ただ今から、2016年度夏期一時金の支給についての交渉を始めさせていただきます。本日は、労働組合の方から夏期一時金の支給について、申入れがあるということですので、よろしくお願いします。

<申入書手交(書記長から労政係長へ)>

(組合)

- それでは、書記長から申入れ書を読み上げ申し入れとする。

<申入れ書読み上げ>

(組合)

- 申し入れは以上である。その上で、申し入れにあたって指摘しておきたい。
- 2016年春闘においては、3月30日現在の連合集計結果では、大手組合はもとより300人未満の中小組合も賃金改善相当分の回答を引き出しており、3年連続して賃上げが実現している。さらに特筆すべきは、ほぼ20年ぶりに中小組合の賃上げ率が連合全体のそれと同等の水準で推移しているなど、大手準拠・大手追従のこれまでの流れを変えつつあることであり、「底上げ・底支え」「格差是正」に重点を置いて取り組んできた効果があらわれている。
- 一方、地方公務員給与については「給与制度の総合的見直し」が、2015年4月から実施の自治体に加えて、多くの自治体で本年4月より実施予定とされている。「給与制度の総合的見直し」は給与水準の引き下げと、地域手当の支給割合を引き上げることとなっているが、75%の自治体が地域手当の非支給地であるため、地方公務員給与の地域間格差は拡大している。地方公務員給与の引き下げは、地域の民間労働者の賃金にも影響を与えることや、地域経済を冷え込ませる恐れもあることから、自治体賃金の地域間格差の是正及び、自治体労働者の生活保障に即した引き上げが求められている。
- 大阪市でも、昨年、大幅なマイナス勧告が出され、本年4月からは、引き下げ改定とあわせて「給与制度の総合的見直し」が実施される。加えて「給料月額の減額措置」が継続されており、組合員の生活実態は危機的な状

況となっている。

- まだまだ多くの組合員が先の給与制度改革により、給料月額が切り下げられた各級の最高号給に決定され、給料が上がらない状況となっている。
- ただ今、本年の夏期一時金について申し入れたが、このように、組合員は実質的な生活水準の切り下げを余儀なくされている中、安全・安心の水道事業運営に日夜努力しており、この夏期一時金に対する組合員の期待は極めて大きいものがある。
- 給与カットについても長期にわたる給与カットは、職員の士気低下につながり、結果として公共サービスの低下を招いてしまう恐れがあることからも、早期の終了を求めておく。
- いずれにせよ、これらの件に関しては、市労連として団体交渉の場で改めて考え方を示すことになるのでよろしくお願ひしたい。

(当局)

- ただ今、労働組合から 2016 年度夏期一時金の支給についての申入れがあった。
- この申入れについて触れる前に、少し時間をいただき皆様に申し上げたいことがあります。皆様もご存知のとおり、熊本で大きな地震がありました。この熊本地震の被災地における応急給水や復旧活動を行うため、この間、水道局職員の皆様には急な要請にも関わらず、職員派遣にご協力をいただいていることをこの場を借りてお礼申し上げます。
- また労働組合の皆様にも、この派遣について、36 協定などに関わり、迅速な対応をしていただき、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
- この復旧については、まだまだ日数がかかる見込みであり、今後も職員の派遣が当分続くものと考えていますが、引き続きご理解、ご協力いただくようよろしくお願ひ申し上げます。
- それでは申入れの内容に戻り、その中で指摘のあった内容について若干、説明をさせていただく。
- まず、給与制度の総合的見直しについては、国及び他の地方公共団体との均衡の観点も踏まえ、本年 4 月から、本市において実施されたものであり、当局においても、給与の基本的な体系の部分であることから、同様の改正をさせていただいたところである。
- また、給与カットについても、本市の厳しい財政事情から、皆様には、引き続きご協力いただいているところである。  
このような状況にあっても、職員の皆様には、本市水道事業の担い手として、一人ひとりが日々業務に精励していただいているところであり、あらためてお礼申し上げる。
- なお、本市水道事業を取り巻く状況であるが、黒字を確保しているものの、今後も水需要の大幅な回復を期待することができない一方、安心・安全で安定的な給水確保のため、計画的な施設の更新・整備はもとより、喫緊の課題である管路の耐震化などの震災対策を着実、かつスピード感を持って進めていかなければならず、それらの財源が必要となってくるため、今後の経営はさらに厳しくなるものと考えている。
- いずれにしても、本日は今年度の夏期一時金の要求を受けたところであり、今後、市労連統一の場で十分な協議のもと交渉を進めていきたいと考えているので、よろしくお願ひ申し上げる。

(当局)

- これをもって本日の交渉を終了する。

以上